

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書2. 業務の目的及び3. 業務の内容(1)～(3)について業務の目的で引用されている「要調査項目リストの改訂について」は水環境の観点から選定された項目に関する通知ですが、本業務の調査対象は、同通知で追加された8項目のPFASや、水環境に係る用途に限らないとの理解でよろしいでしょうか。例えば、指定資料のPFAS Use-mappingに示されている冷媒用途のように、大気への排出が関係し得る用途についても、該当するPFASの利用・代替状況を調査し、必要に応じて指定資料以外の資料を追加するとの理解でよろしいでしょうか。	本業務における調査対象については、『要調査項目リストの改訂について』（令和7年9月29日付け環水大管発第2509294号）によって要調査項目が設定された物質や水環境に係る用途に限るものではありません。
2	仕様書3. 業務の内容(2) 国際的なPFASの利用・代替状況等の基礎的とりまとめについて 「①、②それぞれA4判10頁程度」とは、①産業・用途・機能ごとの整理全体で10頁程度、②化学物質ごとの整理全体で10頁程度とする趣旨であり、個々の産業・用途・機能又は化学物質ごとに10頁程度とする趣旨ではない、との理解でよろしいでしょうか。	仕様書3. (2)における「①、②それぞれA4判10頁程度」については、個々の産業・用途・機能又は化学物質ごとにそれぞれ10頁程度を想定しているものではなく、産業・用途・機能ごとにまとめたものが10頁程度、化学物質ごとにまとめたものが10頁程度、合計で20頁程度を想定しています。
3	仕様書3. 業務の内容(2) 国際的なPFASの利用・代替状況等の基礎的とりまとめについて (2)のとりまとめに用いる情報は、すべて(1)で資料ごとの概要を作成する必要がありますでしょうか。PFASの用途別に使用物質等を整理したデータベースなど、資料全体の概要を作成しにくいものを一部参照する場合は、どのように扱えばよろしいでしょうか。	資料の概要が作成できないことは基本的に想定していませんが、必要に応じて、詳細については環境省担当官と協議の上、決定します。
4	仕様書3. 業務の内容(1) 国際的なPFASの利用・代替状況等基礎調査について 「調査対象」に示された報告書等以外の資料を追加する場合、資料の発行主体や査読の有無等について、採用基準又は制限はありますか。例えば、業界団体・企業が公表する資料や査読を経ない公表資料についても、出典を明示した上で調査対象に含めてよいとの理解でよろしいでしょうか。	仕様書3. (1)において、調査対象として提示している資料に加えて、業界団体・企業が公表する資料や査読を経ない公表資料も調査の対象として想定されます。追加的な調査対象については、発行主体や査読の有無を限定するものではありませんが、業務の目的や業務の内容等に照らして、調査対象として適切かどうかについて、必要に応じて、環境省担当官と協議の上、決定します。
5	仕様書3. 業務の内容(1) 国際的なPFASの利用・代替状況等基礎調査について また、対象資料の件数について想定はありますか。	仕様書3. (1)において、調査対象として提示している資料は調査対象に含めてください。提示している資料以外については、資料件数の想定はありませんが、作成する概要の総計は50頁程度を想定しています。